

**鳥取県告示第 480 号**

平成 18 年鳥取県告示第 241 号（鳥取県立童謡館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 6 月 1 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料			1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料		
区 分		金 額	区 分		金 額
設 備 名	設置数量		設 備 名	設置数量	
略			略		
持ち込み電源	—	1 キロワット につき 50円	持ち込み電源	—	1 キロワット につき 50円
パソコンプロジェクター	1	1 台 1 時間 につき 450円			
2 略			2 略		

附 則

この告示は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。